

平成 18 年度 第 2 回規制改革会議 議事録

1 . 日時 : 平成 19 年 2 月 23 日 (金) 8:30 ~ 9:57

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、翁百合、小田原榮、川上康男、木場弘子、白石真澄、中条潮、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、松本洋、米田雅子 各委員

(政府) 渡辺大臣、林副大臣、岡下政務官

(事務局) 河内閣審議官、田中規制改革推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、初谷企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

今後の会議の検討課題等について

5 . 議事録

草刈議長 時間になりましたので、松本委員がちょっと遅れられるようなんですが、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

それでは、始めたいと思いますが、第 2 回の「規制改革会議」になります。

今日は、林副大臣に定刻から御出席をいただいております。ありがとうございます。それから、渡辺大臣、岡下政務官も、国会の関係で遅れられておりますが、9 時 10 分ごろにはおいでになるということでございます。また、本日は、この前の合宿と同様に 15 人全員の出席ということで、大変ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

前回の会議では「規制改革会議の運営方針」ということで、運営委員会とワーキンググループを設置するということを決めていただいたわけですが、本日は、最初に、その具体的な体制について、御説明をさせていただきたいと思います。それでは、事務局から御説明をお願いします。

井上参事官 それでは、お手元の資料の「規制改革会議検討体制(案)」という表題の付いております紙でございますけれども、その紙の後ろに「参考」ということで付いておりますが、前回、第 1 回の会議におきまして、今後、この会議としてワーキンググループ等を設置するということが決定されております。

また、ワーキンググループの設置等に関しては議長一任ということで前回御了解をいただいているところでございますけれども、今後、議長と御相談をさせていただきまして、具体的なワーキンググループ、更に、その下のタスクフォースの体制と、それぞれのところのグループリーダー、あるいは主査、副主査ということで、体制の案をとりまとめさせ

いただいているものでございます。

ポイントだけ御説明をさせていただきますと、前回の議論でもございましたように、この会議では、今後、特に広報に力を入れていくということで、上から3つ目のところでございますけれども、広報を担当していただく委員の方を指名させていただいて、具体的にはグループリーダーは木場委員ということでございますけれども、こういう広報担当の特別の委員の御担当を決めさせていただくという点が1点。

下の方の欄は、まずワーキンググループにつきましては前回の会議でも大ぐくりの政策課題を提示したところでございますけれども、その中で、前回6つに分かれていたわけですが、官業改革と横断的の制度。

官業改革は、独法等の公法人の業務の廃止・縮小、民間開放といったテーマを扱うところでございまして、他方、横断的の制度の方は、従来決定している事項としましては、今後、全省的に規制の見直し基準に照らして、既存の法令、通知・通達も含めて横断的な見直しをかけていくということ。あるいはここは横断的の制度ということで、個別分野ではない基本法的な法律の問題点なども扱っていくワーキンググループでございますけれども、仕事の中身は大分タイプの違う仕事も入ってまいりますので、Iの官業改革とIIの横断的の制度は分けた形でワーキンググループを設置してはいかがかということで、分けさせていただいているものでございます。

それから、これは各分野共通でございますけれども、ワーキンググループとしましては大きな政策課題ごとにくくって、国民から見てもわかりやすいような形に整理をする一方で、実際にこれから具体的な検討、あるいは折衝の作業をやっていくときには、更にこの大ぐくりのテーマからもう一段落とした、右側の方の「タスクフォース」というところをごらんいただきますとおわかりになりますように、15の分野に分けて、個別の課題をやっていくときに精力的に御審議、あるいは相手省庁と折衝をやっていくための体制ということで、ワーキンググループの下にタスクフォースという形で、より細分化した体制を組んではいかがかということでございまして、それぞれのグループリーダー、それから、括弧内でございますのが副リーダー、あるいは副主査ということでございますけれども、こういった形で対応をお願いできればということで整理をさせていただいているものでございます。

なお、今日のこの会議では、このタスクフォースの副主査までを決定事項ということで御了承いただきましたら、そういう形にさせていただきますと、実はそれぞれのタスクフォースには、この主査・副主査以外の委員の方にも御参加をいただくということになりますけれども、これにつきましては後ほど御希望も聞かせていただきながら構成させていただきたいということで、御相談をさせていただきたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

草刈議長 運営委員会とワーキンググループの説明については、以上でございますけれども、特に御異存があれば、また御意見を伺いたいと思っております。

それから、今、井上さんから御説明がありましたけれども、実際に仕事をしていただく方々が、意欲と問題意識をお持ちの方がそれぞれのタスクフォースに入っていただきたいというのが当然のことですので、多分、この方はこういうことに興味があるのではないかなというような、一応の仮の案みたいなものを事務局から、今日お帰り際にお渡しするということで、ただ、これは違う、私はこちらだということがあれば、どうぞ御遠慮なく言っていただきたいし、一応、一人2つはミニマムということなのですが、5つやりたい方はどうぞ申し入れをいただければとあれしています。

この前、合宿でいろいろ意見交換をさせていただいたので、まだ勿論わかっていない部分はありますが、多分、この方はこういうことに御興味があるのかなという類推の下に、今日、紙を用意いたしますので、週末を越えて来週月曜日ぐらいにはフィックスして動き始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今の紙、井上さんからの御説明について、何か御質問なり御意見があればどうぞしてください。

昨日、運営委員会の準備会みたいなものをやりまして、そこで一応の意見交換をしておりますけれども、更にリーダー、タスクフォースの主査のところでは何か御異存、あるいは御意見があれば、お願いします。

もし、今、御発言がなければ、後でまた必要があればお申し出いただければと思います。

時間もございますので、先にまいります。本件につきましては、もし御異存がなければ、このペーパーのとおりで動きたいと思います。それで、できるだけ効率的な検討体制を整えてやっていく。

ちょっと誤解があるといけないので申し上げておきますけれども、これから当会議における重点検討事項について御審議をいただきたいと思うんですが、次の紙に「規制改革会議の重点検討課題について」というものがございます。これは一応、对外発表もこれでやるというつもりでおりますが、中で、この前合宿でやったものを書いていないとかそういうのがあると思いますが、これについては、もっと具体的な検討課題等々は、この前合宿でやっていただいたラップ・アップというのがありますね。あれをいわゆる原本として我々の手元にしっかり握っておいて、それでリーダーの方、あるいは主査の方が、それに加除・修正を加えて、具体的なテーマを3年間の間にどんどんつくっていく。そういう了解でございますので、あくまでもこの前、合宿で皆さんでつくっていただいたものが原本だという御理解をいただいて、この紙のとおり、わあとしたようなテーマが割と多いと思いますが、その辺は修正、あるいはもっとはっきりした形にどんどん直していくというつもりでお願いをしたいと思います。

それでは、この重点課題の件について、私の方から御説明をさせていただきます。

このペーパーは、ごらんになっておわかりのとおりですが、1ページ目は、ここの会議における今後の検討の進め方についてということでございます。第1次答申の策定に与えられた時間がわずか、あと2か月ぐらいしかありません。そこで、特に重点を置いて取り

組む7つの課題ということで、ちょっとジャーナリスティックな言葉遣いになりますが「ダッシュ7」ということで精力的にやっていきたいと考えています。

また、審議に当たっては、いわゆる規制のPDCAの、特にCというところを重視して、きちっとやっていくということ。

消費者・生活者の要望、あるいは現場検証ということにきちっと重点を置いてやっていただきたいということ。

もう一つは、規制改革の効果測定というものを、この前、お話をしましたけれども、この3つの視点は常に意識していきたい。特に、効果測定の方法論は、今、事務局に考えてもらっていますので、途中でお話をしたいと思います。

それから、言うまでもありませんけれども、短期間でやってしまうもので、できるだけ成果を目指すもの、それから、難しい問題で中長期にわたって考えていかざるを得ないもの、短期・中長期というふうにスケジュールを分けていきたいと思っています。

後のところで「II ダッシュ7」というところが言わば短期。その後のIII というところに中長期課題みたいなことが書いてございます。

2 ページ目のII というところは、ただいま申し上げました喫緊の課題で、できるだけ2 か月でそれなりの、ある程度の成果を求めたいというものでございます。

まず、いわゆる消費者というか、生活者、国民の皆様が関心の深いものをできるだけ順番の高いものにしていくというふうに御理解いただいて、まず最初が育児関係ということ です。

次に、医療のレセプトのオンライン化。これもずっと前からのテーマですが、これは政府も相当力を入れてやろうということなので、これを加速していくということが2 番目です。

3 番目に、イノベーション・生産性向上と国際・オープン経済に関連するものとして、首都圏の航空容量拡大。航空関係です。それから、輸出入の通関制度というものの手続きが各省庁ばらばらなんです。これを統一してワンストップショッピングをすることによって、いわゆる貿易というものをもっと効率的にやれば生産性も高まるということ です。

それから、再チャレンジに関連するものとして、資格者の学歴や年齢要件の見直しに取り組む。これは、この前、合宿で出ていましたけれども、美容師だとか、理髪師とか、そういう人の学歴要件などというものは要らないのではないかというような意味でござい ます。

5 番目も、地域活性化のために、地域産業や観光の振興を阻害する要因を見直して、地域の活性化に資するものをここで取り組んでいくということ。

6 番目が官業改革ですけれども、資産の面から非常にスケールの大きい独立行政法人を中心に取り上げて、その関連する公益法人を含めた公法人の業務の縮小・廃止、民間開放ということにも取り組んでいきたいという意味ですが、これは随分、最初、スタディーをしていかなければいけないと思いますので、この2 か月でやれる範囲は非常に少ない、1

つぐらいかなと思っています。

最後のものですが、これは横断的制度というふうに書いてありますが、いわゆる通知・通達行政というのが非常にディスターピングになっている。これを整理して、ある期限が来たから見直してやめてしまうか、法制化するというような方向づけのものを一歩進めていきたいということで、7つを選びました。

もっと、ほかにやりたいことがあって、この前の合宿で皆さんのものを見ましたら、全部足すと14個になるんです。2か月で14個というと荷が重いのかなということで、別にそれはダッシュ7でも、8でも、9でも構いません。途中で追加されるのは一向に構いませんが、とりあえず、これをやろうということで、7つぐらいが適当かなと思ひまして、御相談しながら選んでいきました。

もう一つ、大事なことを言うのを忘れていました。この「ダッシュ7」の中で、地味なところなんです、一番最後に書いてありますが、例えば教育問題、放送、農業とか、いわゆる前の会議までにいろいろやっていかなければいけないということで、例えば平成18年度中に措置とか、19年度に措置とか、そういうものがたくさんあります。各ワーキンググループ、あるいはタスクフォースのところでは、いわゆる既往案件のフォローアップ、これはさっきのPDCAではないですけども、随分大事なものがございます。これは絶対にやっていただきたい。それがまず第1のタスクだというふうに考えていただきたいと思ひます。下の方に書いてあります。

次が「III 重点分野・課題」というところなんですけれども、3ページ目です。

前回の会議で運営方針ということで、それに分類した6つの分野について重点課題というのをとりまとめてあります。

まず、これは順番が逆になっていますが「官業改革・横断的制度」。これもいろいろ3つぐらいに分けて書いてあります。

「イノベーション・生産性向上」。これも教育問題。教育問題の中でも、いわゆる義務教育段階のものと高等教育のものがありますが、取り分け2番目の「高等教育・研究機能の強化」。これは今のところ、余り手を付けてありませんので、これを中期的課題としてとらえている。

それから、放送通信のところではNHK改革等々です。

次に「コンテンツ産業の振興」というようなこと。IT通信関係といたらいいんでしょうか。

あとは、エネルギーの問題です。電力・ガスの全面自由化というような背景もございます。

「利用者利便の向上を目指した輸送インフラの在り方」と書いてありますが、この辺は若干、言葉がやわらかく書いてありますが、これは言わばアジア・ゲートウェイ構想というのが安倍内閣で出ておりますが、これを今、フォローするというか、それを推進するというので、オープンスカイという航空の問題。日本の航空というのは非常に狭いとい

うこともあるんですが、規制が非常に大きいというようなことで、この空の問題もここでやろう。

「都市機能の有効活用等に向けた制度整備」。これは今までも随分やっておられましたけれども、建築規制の問題。それから、鉄道における時間差料金制の、この前、八田先生から御指摘があったようなことです。それから、住宅の問題。

「質の高い国民生活の実現」というのは、育児のことが最初に書いてあります。

それから、育児の中でも「認定こども園」という、要するに幼保一元化というテーマでやったものがありまして、これが実は、本当は幼保一元化といているのが、厚労省と文科省と地方の三元化になってしまっているというのが現状なので、これを何とかしようではないかということです。

次のところは、やはり育児で、パウチャーというものをここにも持ってくる。あるいは育児保険というようなことも検討したいというようなこと。

医療でございます「医療のIT化の加速と確実な推進」ということがあるので、これは当然なんですけど、もっと本質的な問題が、根っこの深いところが医療にありまして、それは「医療の生産性向上と適切な人材マネジメント」。抽象的なことが書いてありますが、この裏は大変に強烈なものがありますので、御存じのとおりでございます。リサイクル関係、バイオマスの利用と、環境問題。これはこれから非常に大事な問題になってくると思うので、この辺も中長期課題としてやっていこう。

次が国際関係、あるいは国際競争力関係と言ってもいいと思いますが「国際・オープン経済」というようなことで、外国人労働の問題。

アジア・ゲートウェイ構想を具体化する改革の促進。これはさっきの飛行機のところと関連もするんですけども、輸出入通関制度とか、そのほか港湾・物流のところ随分遅れているところがある。これもやっていきましょう。

「資格者の質の向上等に向けた取組の推進」。これは新司法試験制度の今後の方向性といったようなことも含めての意味であります。

金融サービス提供のための環境の整備。これは金融というテーマで、翁先生と本田先生を中心にやってもらうということになっております。

次のページが「地域活性化」。これは言うまでもなく、最大のテーマは農業だと思います。

それから、それと関連する、いわゆる林業。

更に漁業ということなんですけど、林業・漁業はまだ我々として今までほとんど手が付いていません。やはり地域というとらえ方をして、この辺の活性化をどこまで図れるかということを考えていきたい。

それから、さっき「ダッシュ7」のところでもありましたけれども、いわゆる「地域密着型産業の活性化」というようなことも当然やらなければいけない。

最後のアイテムが「再チャレンジ」ということで、労働法制の問題。

「雇用門戸の開放」ということで「ダッシュ7」に出ていましたけれども、資格者等の学歴・年齢要件。この辺が変な規制があって、意味がない規制があるというようなことで、この辺もやっていこうではないか。

「就労意欲を促し再チャレンジを促進する制度改革の検討」。これは言うまでもなく、まだまだ再チャレンジを推進するというか、進めていく制度改革というのはたくさんあるはずだという認識でやっていきましょう。

ちょっと言葉が足りないというか、具体性が欠けている部分があえてあるわけですが、それは置いておいて、こんなようなことで今日、対外的には発表しようかなというようなことで考えております。

説明は以上でございますが、これについて意見交換をしたいと思いますので、どうぞ御発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

その前に、八田先生から何か補足があればお願いいたします。

八田議長代理 いいです。

草刈議長 とりあえず、補足はないそうですが、何かございましたら本当に御遠慮なく御質問等をお願いしたいと思います。

どうぞ。

川上委員 医療のIT化ということで、レセプトのオンライン化とカルテのIT化というのが先日の話題だったと思うんですが、このカルテのIT化、あるいはオンライン化というものは非常に抵抗があるかもわかりませんが、これが一つ、何か進んでいるかということ。

それから、医療法人で、私、帰って調べたんですが、診療所と400床以上の大きな病院の6割以上は、平成18年度までに、このレセプトのオンライン化を進めなさいというあれが出ておるようですが、間違いがあったらまた教えていただきたいんですが、それでは、その間の20床以上から399床以下のレセプトのオンライン化が一つはどういうふうになっているかというのがさっぱり見えてこないということ。これをひとつ教えていただきたい。もう一点「II ダッシュ7」ではなくて「III 重点分野・課題」の方になります。が、介護保険です。先日は介護保険のことが載っておったんですが、介護保険がどうも地域によっては不当に利用されているのではないかと。いわゆる健康な老人を集めて、そして、介護保険ということでの悪利用がされているというような例を聞いたことがありますので、その辺を「重点分野、課題」のところに入れてらいか。かように思う次第でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

まず、2番目の話ですけれども、これはさっき申し上げたように、やはり介護保険の問題というのはいろいろありまして、合宿でやったテーマの中にも入っていますので、それは当然、中期的にはやるべきテーマだと思います。

それで、さっき申し上げましたけれども、もう一回、グループリーダーの方が合宿のも

のをベースにして、私たちはこれでやるんだということをグループリーダーの方とタスクフォースの主査の方が相談して、それでこういうふうに、私たちの本当のものはこうだというをつくりますから、そのときに十分カバーして、さっき申し上げたように、この中で、例えば混合診療などという非常にけしからぬ話があるんですが、それも実は入っていないんです。だから、それは当然、後でちゃんと私たちの原本の中には入りますから、それは御心配要らないと思います。

川上委員 わかりました。

草刈議長 それから、最初の件なんですけれども、オンライン化というのはレセプトとカルテということになるんですけれども、カルテというのは非常に質的にも、あるいはつなぎ方とか、そういう技術的な問題もかなり難しさがあるというふうに聞いていまして、2か月で進めるといって、オンライン化をもっと早くやれということしか、とりあえず2か月ではできないのかなと思っていて、カルテの問題はやや中長期課題というふうに認識をしております。

それと、鈴木さんいますか。悪いけれども、さっきの御質問で、私、ノレッジが全然ありませんし、今、松井さんに言ってもかわいそうだと思うので、悪いけれども、鈴木さんから教えてください。

事務局（鈴木） 鈴木でございます。

資料がお手元がないので、御説明は口頭でさせていただくことになるんですが、先ほどありましたレセプトのオンライン請求の導入につきましては、昨年、IT推進本部の方でIT推進に係る新戦略が閣議決定を得ています。それに基づきまして、昨年、こちらは厚生労働省の省令になりますが、推進計画と工程表というのが決定されています。

先ほどありました400床以上の病院について、早期に導入すべしということで年度ごとに分かれております。たしか400床と200床がラインになっていまして、大病院、中小病院、診療所。診療所につきましては、おおむねすべての医療機関においてオンライン請求が平成23年4月から実施されるということになります。

例えば、そのときに例外事項としまして、請求件数が非常に少ないというものについては平成23年4月以降、2年間の間で別途定める日において導入を完了するということが省令で決定されています。

先ほど言いました、400床以上とか200床以上というのがあるんですが、すべてすべからず平成23年4月以降、段階的に導入せよということでございます。ただ、平成23年まで何もやらないのではなく、規模の大きいところから段階的に、平成19年度、20年度という形で入れていく形になっています。

以上でございます。

川上委員 規模の小さいところも、規模の大きいところと同等と受け取ったんですが、違うんですか。

事務局（鈴木） 入れるものは同じです。オンラインの請求というのを機械的にやると

ということです。

川上委員 早急に入れるというのを、規模の小さいところと規模の大きいところだけが早急に入れましょう。この間が抜けているのではないか。

事務局（鈴木） 間は段階的なので、一番最初、例えば平成 19 年については、まず 400 床以上に入れましょう。例えば 20 年、21 年については 200 床の病院に入れましょう。23 年については大体終わっている。そこで、23 年 4 月でほぼ導入が終わる。

ただ、例外的に、極めて年間 10 枚、20 枚しかレセプトを出さないようなところは別途定める日ということで導入されるということです。

松井委員 私が医療タスクフォースの主査になるようなので、過去の経緯などをレビューした上でこれから精力的にやるつもりです。いずれにしろ、今の事務局鈴木さんのご説明を聞いていますと、民間の感覚からすると、何が平成 23 年だ、6 年もの先の話を前提にしてよくもまあ延々と議論していたものだとか奇異に感じるわけです。私からすると、こんなものは計画でも何でもありません。だから、そういう意味で、もう少しスピードアップしてやるべきだと思います。医療現場の IT 化については「推進する」という政府の既定方針があるわけですから、それに反するようなことをしたら、どうなるか分かっているのか、といったように、かなり強いスタンスで、これから具体的なことを進めていきたいと思っています。

川上委員 大いに結構です。

草刈議長 力強いお言葉であれなんですが、実は、これは昔の約束では、今年ぐらいで 8 割ぐらい終わっているはずなんです。だけれども、これがだらだらと進まない。それでまた 6 年とかと言っているから、いいかげんにしたらどうかという、まさにそういう、今、松井さんが言われたセンスでこれは緊急課題として取り組むということです。

川上委員 わかりました。

草刈議長 どうぞ、ほかに何か御質問なり御意見なりよろしくお願いします。

いいですか。米田さん、何かございませんか。

米田委員 地域活性化というグループをつくって頂いたことを喜んでおります。張り切って務めますので、よろしくお願いします。

地域活性化については、内閣府に地域再生推進室、構造改革特区推進室がございますので、連携を深めていければと存じます。例えば、特区における課題を規制改革へ、規制改革要望から特区提案へと、いろいろな連携をとっていければと思っております。ご検討をよろしくお願いします。

草刈議長 ありがとうございます。地域再生というのも渡辺大臣の管轄ですね。

渡辺大臣 私の担当です。

草刈議長 ですから、ちょうどやりいいという点ですけども、仲間内だということで、是非、連携しながらやっていければいいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

今、まさに渡辺大臣が御到着になりましたので、早速、恐縮ですけれども、一言ごあいさつをお願いできればと思います。よろしいですか。

(報道関係者入室)

渡辺大臣 おはようございます。先週は、メンバーの先生方には、合宿で大変集中的な御論議をいただいたとお聞きしております。大変たのもしい限りであります。

まだ、規制改革会議は、かねてより教育委員会の問題について、昨年からの議論をされてこられたわけであります。私は、途中で参加した大臣でございますので、詳しい経緯は存じませんが、そういう長いプロセスの中で、いろんな御提言をされておられるわけですから、この点は閣内不一致ということではなくて、まさしく規制改革会議の立場からの提案という位置づけにすべきことであろうと考えております。

規制改革につきましては、かねてから申し上げておりますように、改革の数を競うのではなくて、国民が改革の成果を肌で実感できる分野で、真に価値の高い課題に重点を置き、スピード感をもって実現をしていくことが必要であるかと思っております。現実には、相当大きな岩盤があることは共有しておると思っております。

私も今、公務員制度改革なども担当しておるんですが、何と申しますか、スーパー護送船団方式と申しますか、縦割、タコつぼシステムと申しますか、そういう岩盤が現実なんです。したがって、こういうものをどう突破をしていくかということに、実際は大変な苦勞をしているところでございます。

そこで、是非、これはかねてこの会議、あるいはもう少し細かいレベルでの御検討がもしもありませんけれども、縦割、タコつぼシステムがあるがゆえにうまくいかないという問題が実はたくさんあると思うんです。例えば幼保一元化なんていうのも、そのうちの一つでございまして、是非、霞が関特区というわけでもないんですけれども、期限付きで、時間限定で、縦割、タコつぼシステム排除法なんていうのも少し御検討いただくと大変ありがたいかなという気がするわけでございます。

これは、私の表現ですから、もう少し法律家の立場からいうと、もっとスマートなネーミングがあるのかもしれませんが、そういう御提案もさせていただきます。いずれにいたしましても、この分野は勇気を持って、知恵を絞ってやっていただくことが大事であるかと思っております。第1次答申のとりまとめまでは、短期決戦となりますが、しっかりと課題を設定して御審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

草刈議長 渡辺大臣、大変エンカレッジなお話で、どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

草刈議長 さっきから皆さんと話をしていましたのですが、とりあえず、乗り出し期間で、あと60日ぐらいしか時間がありませんので「スタートダッシュの60日」ということで、テーマをとりあえず7つぐらい選んで、今、渡辺大臣のお話に関連するものが中に2

つぐらい入っておりますので、その辺をどうするかというのは考えますが、いずれにしても全力で改革に取り組んで、1次答申というところまで2か月で持っていくというつもりでおりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

さっきの続きになりますが、テーマ等について御意見等ございましたら、どうぞ御遠慮なく御発言いただければと思います。

よろしいですか。後で御質問があればお願いします。

どうぞ。

林副大臣 今日、これを外に発表されるということなので、確認でございますが、IIIに全部書いてあるもののうち、最低この7つはやる。そのことを外に説明されるときちんとおっしゃっていただきたい。というのは、要するに記者はこの資料を初めて見るので、この7つと後ろに書いてあることが別のことだと思ってしまうと困るのです。このIIIが全部です。その中で抜き出したものが、この7つであって、もっとたくさん抜き出さればもっとやってもいいんですということがきちんと外に伝わるようにブリーフをお願いしたい。記者が後でじっくり読んで「同じことが書いてある」などと思われてしまってもいけませんから。そのことだけ老婆心ながら申し上げておきます。

草刈議長 全くおっしゃるとおりで、7つなどと言わないで、ただだらとやってもいいんですけれども、めり張りをつけるという意味でIIIの中の急いでやった方がいいというものを7つ抜き出しました。そういう説明をしたいと思います。

ここで、もし御質問等ございませでしたら、実はさっき渡辺大臣からお話がありましたように、この10日間ぐらい、教育問題で教育再生会議の方の動きがかなり急になってきて、第1次報告というのが出て、その後、教育委員会問題についての第1分科会の提言案というのが出ております。

それについて、やはり我々の認識と相当に違っている部分があるので、さっき大臣がおっしゃったように、今までの活動の中で、我々の今のスタンスはこういうことだという見解表明をしたわけですが、これについては旧教育ワーキンググループということで、私と福井先生と安念先生、白石先生というようなことの中でそれに対応してきたんですが、先週の頭から新しい形の、今日、決まりましたので仮ではないんですけれども、教育だけは仮のワーキンググループを前倒して発足させようということで皆さんに通知をしたと思いますが、その中身について、皆さんに詳しく御説明をしていないので、今日、たまたま時間が少しありますので、福井先生から紙を用意していただきましたので、御説明をいただきたいと思います。

それでは、先生よろしく願いいたします。

(渡辺大臣退室)

福井委員 よろしいですか。

草刈議長 どうぞ。

福井委員 教育委員会の見直しに関しましては、先般、議長の方で全体会議の見解とし

てとりまとめて公表させていただいたところでございますが、基本的な考え方として、地方分権の推進という観点と教育委員会制度改革とが矛盾のないものにするべきではないかという趣旨の意見書でした。

この内容について、更に従来議論も踏まえまして、趣旨を補足しておくため、現在の新しい体制の教育・研究ワーキンググループメンバーの皆様と昨日も意見交換をじっくりいたしまして、こういう形で見解の論拠について、補足・整理等を行うという趣旨でまとめてみたものです。この場でも委員の皆様方始めの御意見等をいただければと思います。

この「記」というところですが「1. 地方教育行政法改革の方向については、以下の点に留意すべきである」ということで、大きく3点、項目を掲げております。

第一点は、国の関与については、やはり行き過ぎを避けるべきであるという観点から、次の3つに限るということを明確化して立法すべきであるということです。

第1は、教育に関するナショナルミニマムを担保するという国家的観点。

第2は、現場の学習者、すなわち児童生徒や保護者の権利利益、特にいじめ自殺等に見られるような人権問題を解決する。こういうことは当然必要であります。

また、第3に非常時に対応した「伝家の宝刀」的な担保措置は必要であろうということですが、これ以外の、言わば箸の上げおろしに類するような瑣末な事項等について、あるいは次にも出てきますが、個別の人事といったようなことについて国が介入するということには慎重であるべきであろうという趣旨です。

第二点は、国が教育委員会の教育長の任命等に関与するという原案が、今、中教審などで議論されているようですが、こういうことはすべきではないのではないかということです。

経緯が下にございますが、地方分権一括法という数年前の言わば分権の流れの非常に大きな動きの中で、国による教育長の任命承認制度として従来長くあったものが完全に廃止されて現在に至っております。

ところが、教育委員会についてパフォーマンスを実証的に検証しているかということ、下に若干抜粋がございますが、教育委員会の言わば法令無視、閣議決定事項無視、文科省の通達無視といった実態について、昨年末の段階のみならず、現時点でもそうだと聞いておりますが、文科省で検証が行われたという実績が全くございません。こういった、言わば実際の指導・助言等を積み重ねてこなかったという事実の下で、単に法改正をして人事にだけ介入するということが果たして適切かどうかという観点です。

第三点は、教育委員会が私立学校についても関与をするという原案があると聞いております。しかし、これはおかしいのではないか。なぜおかしいかといいますと、現在の教育委員会というのは、言わば公立学校、すなわち都道府県立学校や市町村立小中学校の設置者の総責任者です。すなわち、学校設置者として公立学校を運営する立場の教育委員会が、言わばそれと競合している、競争相手にある私立学校の監督者の立場を兼ねるということは利益相反でありまして、望ましくないと考えられます。

更に、1.の(1)にありますような、3点の非常に限定的なことについてはともかくとしても、それ以外の一般的な事項について、仮に国の関与を強めたとして、実効性があるかというのが次の2ページです。

全国の47の都道府県教育委員会に加え、2,500ほどの市町村教育委員会があります。そして、この下に公立小学校は2万2,800、公立中学校が1万幾つあるわけでありまして、これを日々の執行のレベルでも国が厳正に管理するということは実質的に不可能ではないかということです。

それから、現在、これも内閣府の調査の結果がございますが、教育委員会について法令無視や閣議決定の実効性が上がっていないという現状があります。

例えば、下の点線の四角の中ですけれども、「法令で定められた手続の公表を今後とも実施する予定がない」という教育委員会が全体の15%近くある状況です。また、全体として過半数以上が、この法令をまだ守れていない。すなわち、法施行後数年を経過しているにもかかわらず、これを無視したままであるという結果です。

また、これだけいじめ自殺等が問題になっているさなかで、いじめへの対応を理由とした在学中の転校というのは、文部科学省自身から法令解釈として当然にそれはできるということが通達で示されているにもかかわらず、いじめであっても「転校を拒否する場合があります」と回答した教育委員会が全体の56%を占めているというのが、残念ながら実情です。

こういう、人権、あるいは法令を遵守するという感覚に非常に乏しいのが現在の教育委員会ですが、なぜこういうことが起きるのか。権限と責任が不一致であることに伴う無責任体制という構造的な要因が最も根源的ではないのか、という認識を従来のもので示してきましたが、今回の法改正の急速な動きにかんがみ、こういう事実を踏まえた論理的な分析が欠けたまま議論が行われているということに対して、憂慮を感じている次第です。

下の四角の囲みの注釈3の中にもございますように、現在も文部科学大臣や都道府県教育委員会は、縦の系列で、必要な指導、助言、援助を行うことができる、という規定がござえます。しかし、これも先ほど引用させていただきましたように、これまで個別のことについて、この法令を駆使して教育委員会の適正な業務執行ということについて、實際上、指導、助言等ですら適切になされたという事実が見られない、というのが実情です。しかも、地方自治法の中には、法令違反であるときには是正・改善のための必要な措置という、言わば既に「伝家の宝刀」的な条文があるにもかかわらず、これが行使された実績も一切ございません。

こういった状況、要するに現在の教育委員会の体制と、それに対する法的に可能であるのに行われていない文科省による関与の実態を踏まえると、単なる法改正で本当に実効性が上がるのか、ということについて、厳格な検証が必要ではないかということです。

最後に、3ページ一番下、3.ですが、抜本的な改革というのは、本来、教育委員会の組織や人事にまつわる構造的な問題を解決することではないか、ということです。学習

者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて即応できる体制。その観点から見ると、今のように、一旦任命だけ首長が行えば、あとは公正中立という言葉は建前の下に放ったらかしで、だれも責任を負わないという今の教育委員会の組織と、首長自身が教育行政の責任を直接負うという体制とを比べて、底流においてどちらがいじめ自殺や学力の低下に対する適切な措置を取ることが確実にできるのか。こういうことについて、実証的な調査を経た徹底的な検討が必要ではないか。これを経た改革こそ本来の抜本的改革ではないかということです。

仮に、首長が教育行政に責任を持つ体制であったとしたら、いじめがあっても転校させない、あるいは就学校変更指定の手続は法令を無視して公表しないつもりである、というような首長や、あるいは知事が本当に出てくるのか。こういった通常の常識を踏まえた議論をやっていただきたいという趣旨の整理です。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。特に御質問あるいは御意見があればどうぞ言ってください。

ちょっと福井先生に伺いたいんですが、これに加えて1つあるのは、要するに、この教育委員会問題も含めてですけれども、法制化という動きの中で、我々のこの会議が何点か閣議決定をされているものがありますけれども、つい最近で言えば、特区で学校施設の整備・管理権限の首長への委譲を特区で措置とか、それから、文化・スポーツに関する事務の権限の首長への委譲とか、そういったようなことをピンポイントで、閣議決定で何点かやっているわけですね。

これについては、言うまでもないけれども、当然のことながら、ちゃんとやってもらわなければ困るみたいなことをこの中で書く必要があるのか。というのは、この見解の中に一応、書いてあるんです。それは併せて書いておいた方がいいのかなという気がいたしますが、その辺はどうお考えですか。

福井委員 そういうことで結構です。ただ、ここに書いたのは、特にピンポイントで、現在の、まさに国の関与を強めるという部分にある程度限定したものです。別にほかを無視していいということではございませんので、当然、今、議長がおっしゃったようなことは必要なことだと思います。

草刈議長 まさに意味は大変わかるんです。例えば「以上」と書いて、その後ろの方に「なお、言うまでもないことだけれども」というようなことで書き加えるというのは別にあれですか。

福井委員 そのように修正させていただきます。

草刈議長 もし、できればそうしていただいた方がいいのかなと思います。

私が言ってしまうって申し訳ございませんが、あと、何か御意見があればどうぞ。

白石委員 草刈議長、私からそれまでの経緯を一言お話をした方がわかりやすいのかもしれない。

草刈議長 よろしければ、どうぞ。いろいろ難しいお立場ですけれどもね。

白石委員 とんでもございません。非常にシンプルでございます。

1月24日に教育再生会議としての報告書が出されました。それは学力向上や教員の質の向上や教育界の責任体制の確立という、非常に網羅的な報告書でしたが、その中で教育委員会制度改革というものの柱も1本立っておりまして、当会議が主張しております地方分権の立場にとって、教育委員会制度の抜本的改革を進めるという文言も含まれておりました。

当然、現在、特区で進んでおりますような、教育委員会の持つ権限を首長部局に委譲すること、そして、将来的には、教育委員会を置くのではなく、きちんと首長部局がコントロールする。これを必置規制の撤廃と申しますが、それを含めて検討することとするという文言が含まれておりました。

教育委員会制度改革については、今までそれだけを取り出して議論をしてきたわけではなかったわけでございますけれども、2月5日に法案を通すということもありまして、集中的に議論をしましょうということで2月5日に議論が行われまして、こういう言い方はなんでございますが、1回で結論を得てしまったわけでございます。

私は第1分科会をあくまであずかっておりますけれども、そのときに出席いたしましたのは10名程度でございます。運営委員の先生、これは第1分科会から第3分科会の主査・副主査を運営委員と呼んでおりますけれども、半数出席でございます。メンバーも10名程度で、本来、民主的な決議といえますのは全体会に諮って外に出ることだったわけですが、第1分科会が終了した後、そのまま記者会見をして公表という手続に至ったわけでございます。

法案を通すということから、非常にハードルを低くして項目が書かれたというような認識を私は持っております。もっと時間をかけて検討すべきではないですかと申し上げたんですが、これは結果として認めていただけませんでした。

昨日、官邸で教育再生会議の分科会がありましたけれども、あれは法案を通すために第1次案の検討をただけであって、抜本的課題については今後、引き続き検討させていただく所存であるということをお願いいたしました。

今回、福井先生が御説明されましたペーパーというのは、そういう経緯を経て、第1次報告の中で盛り込まれていることが、この間、第1分科会の検討しました教育委員会制度の具体的改革案について後退した印象が否めない。そういうことから出されたという経緯があるわけでございます。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。ほかに何か、木場さん、教育委員の立場から何か御発言があれば、どうぞ。

木場委員 それでは、一言申し上げます。福井先生の資料は、大変、良くできておりまして、私、千葉県浦安市の教育委員会にいますのですが、やはり責任と権限が違うという

ころにジレンマを感じる事が非常に多いです。

もう一点、ここにはないことで日ごろ感じていることが、文科省から県に行き、市町村に行きという上から下への上意下達というのが、非常に強く感じられます。現場を知っているのはやはり市町村であるのに、教育委員会にいと、そういった自信が感じられません。

昨年の夏、プールで女の子が排水口に飲み込まれて死亡する事故がありましたね。あれはどう見ても、私は文科省が出したプール点検の文書、書かれたのは平成 11 年でしたか、それが二重チェックの文章ではなかった。平成 11 年から 18 年まで、そう取れない文章だったんです。

事故の後、二重チェックが必要とわかる文章に変わりました。あれだけ全国的に市町村の教育委員会がたたかれているのに、なぜ、文科省に文句を言わないのかということも教育委員会や新聞などで発言しました。お互いが意見を言い合えるような対等な存在であるべきだと考えます。こういうことがどこかに盛り込めるといいと思います。

ありがとうございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。小田原先生、何かコメントがありましたら、どうぞ。

小田原委員 同じことになりすけれども、上意下達というよりは、根本は、先ほど福井先生からお話のあった責任と権限が自覚されていないということだ。そういう、私が形骸化しているなどという大変失礼になるかもしれませんが、連合会とかというようなものがあったとしても、実際、出てみれば、本当にこれが改革を進めようとしている教育委員の皆さんなのかといったようなことは実際に出てまいりますので、ここははっきりと、この形を提示して進めていってほしいということをはっきり言った方が言いと思います。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、中条先生どうぞ。

中条委員 内容的に全く賛成なんですけれども、福井先生のものはどこにお出しになるというか、外にお出しになるものですか。

草刈議長 それは、私から答えるべきだと思うんですが、とりあえず、これは今日、皆さんに、さっき白石先生が口頭で背景も言ってくださったんですけれども、この見解というものをもう少しかみ砕いて、何が言いたいのかということ、この場で皆さんに周知してもらおうというのが一番の目的なんです、それで、この取扱いをどうするかというのは、かなりデリケートな 이슈 になってしまっているものですから、この辺はどういうふうにするか、もし、お許しいただけるなら、私に一任していただいて、どうやって生かすか考えてみたいと思います。

中条委員 心配なことは、要するに私たちとっていいのか、規制改革会議のメンバーとか、あるいは国の官僚の方とか、大臣の方とか、その辺りで議論しているというのは、やはりかなり上のレベルで議論しているんです。それで、かなりわかった上で議論してい

る。だけれども、教育という話は、これは医療とかも同じですけれども、だれでも何かと言えることなんです。そうすると、誤解を招くような言い方をしてしまうとまずくて、本当にわかりやすく何が言いたいのか。例えば、1.の(3)のところなどというのは、福井先生がおっしゃっていることは私は全く賛成なんですけれども、知らない人が見たら、「教育委員会なんだから私立学校についても、当然、監督すべきだろうということ」を必ず言われる可能性があるわけです。要するに一般の人々になるべくわかりやすいように話をしていくことがすごく大事だと。規制改革をやっていく上には、その人たちを味方につけなければいけないので、その点の工夫が必要かなと思いました。

以上です。

草刈議長 その点、おっしゃるとおりだと思います。ただ、これは時間的にかなり物すごいスピードで、さっき松井さんが言ったように、オンライン化が平成23年とか、家をつぶすのに30年とか、実に頭に来るような話が多々ある中で、これを何だか知らないけれども、台風より早いテンポでやろうとしておられるんです。したがって、今は既に中教審にその話に移っているということなので、その辺のところを考えながらどうやって有効化していくかというのは、もし、お許しいただければ私に一任していただければと思いますが、今のお話は大変重要で、これからやっていく中で広報というのは大事だという、この前からの話にもなりますので、それを十分踏まえて、これから活動していただきたいと思いますし、私もそのつもりであります。この件についてはそういう形で私の方に御一任をいただければと思います。

どうぞ。

福井委員 今の中条先生のおっしゃられました御指摘はそのとおりでございます。教育委員会が何で私立学校をやってはいけないのかという点は、このままでは抽象的なので、もうちょっとわかるように、至急補足したいと思います。

それから、先ほど渡辺大臣が来られる直前にこの案を御説明申し上げたところ、これで結構であるのご了解をいただいておりますけれども、中教審の審議の今週末の急ピッチの議論に向けてこれをむしろ開示したらいいのではないかと、という御示唆がございましたので、念のため、御報告申し上げます。

草刈議長 どうぞ、お願いします。

小田原委員 今の中条先生のお話を聞くと、それでは教育の公平性・中立性はどうなるんだとかというような心配もあるかと思いますので、議長の付け加えてほしいということがありますから、前回の見解にありました、第三者機関を設置するというのも一緒に入れてしまったらいかがでしょうか。そんな感じがいたしますので、補足させていただきます。

草刈議長 それでは、この件、今の小田原先生のお話も含めて、あとは福井先生と私に御一任をいただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、大体、今日の議論はこんなところでございますが、最後に民間等からの規制改

革要望、いわゆる「もみじ月間」というものの政府の対応について、事務局から御報告があります。なお、この件は、さっきの分担表にも書いてありますが、米田さんが大変、いろんな地方に回っておられるということで、この件の御担当をいただくということで御了解をいただいていますので、お含みおきください。

それでは、お願いします。

井上参事官 お手元に「全国規模の規制改革・民間開放要望（もみじ月間）への取組について」というペーパーをお配りしてございます。この仕組みについて、簡単におさらいを申し上げさせていただきますと、この規制改革会議では特に重要な課題というものを取り上げて議論をしていただくわけでございますけれども、他方で生活とか産業の現場には非常に細かなものも含めて規制改革についての要望というのがたくさんございます。こういうものを拾えるようにという仕組みということで、平成15年度から年2回、6月に1か月と、10月に1か月間、それぞれ「あじさい月間」「もみじ月間」と読んでおりますけれども、国内外の企業・団体、個人の方、あるいは地方自治体の方、どなたからでも出せる規制改革要望ということで、内閣府にそれぞれ1か月間、集中的に規制改革要望を出していただく月間というものを設けてございます。

実際に受け付けました要望、今回は400件強でございますが、多いときは1,000件ぐらい、1か月間に出てまいりますけれども、これらにつきましては規制改革要望でないものというのがときどき入っております。予算をこういう案件に付けてほしいとか、こういうものだけは除かせていただいて、それ以外については事前にこちらで何かブロックはせずに、すべての案件を担当の省庁と折衝しまして、大体3～4回ぐらい各省とキャッチボールをしながら、その都度、要望者の方にこういう相手省庁の説明で納得されますかとか、あるいは要望をこういうふうに満たしたいという答えが来ましたけれども、本当にこれで要望されている中身がやれるんでしょうかというようなことを私どもの方で各省、それから、要望者の方とキャッチボールをしながら、全体としては3か月ぐらいの非常に短い期間でございますけれども、折衝をしまして、その結果、政府の中でこういう対応を取るといって合意が得られたものを、政府の規制改革本部で決定するというようにしてございます。

なお、その折衝の過程の要望者の方の意見、それから、相手省庁の答えは全部ホームページに張る形で国民の方にもオープンに、見ていただけるような形でやってございます。

今、お配りしておりますのは、昨年10月の「もみじ月間」に受け付けました要望について、各省との調整がまとまりましたので、本日、政府の規制改革推進本部、これは国会中でございますので、本部は全閣僚がメンバーということになっておりますので、開催はできませんが、持ち回りの決済という形で本部で決定をいたしたいというふうに考えているものでございます。

昨年10月の要望件数、先ほど申し上げました予算措置等を求めるものなどを除きましたものが413項目、これに対して平成19年度までに具体的な措置を新たにとるというもの

でございます。これが本部決定となる事項ということで、1ページ目の真ん中辺りに書いてございますけれども、15項目。恐らく、初めてごらんになる方は非常に少ないではないかということはあるかと思いますが、3か月余りでございますので、ハードルの高いものをこの期間にまとめるというのは非常に難しいというところがございますけれども、15項目。

それから、実は参考の中の上のボツのところを書いてございますけれども、実は要望者の方から見ると、これはこういう規制があってできないと思われているけれども、実際に担当の省に聞くと既にやれるというものがございます。これは事業者の方等々が御存じないケースと、窓口がふくらませて、いろんな指導をしているケースと、いろいろあるわけでございますが、こういうものもございまして、実は新しい措置を取らずとも要望を満たしているというものも63項目ございます。

したがって、今回、新たに本部で決定します15項目と、現行制度下で実施できるもの等の63項目を足しますと、昨年10月の要望につきましては78項目について要望者の要望が満たされるということになります。これは大体、要望件数に対して約2割ということで、大体、最近、数回はこのぐらいの打率といいますか、実現率ということになってございます。なお、出される要望の中には、先ほど来、申し上げておりますように、3か月程度では片付かないようなハードルの高いものというのはございますけれども、こういうものの中から、会議としても取り上げていただくような重要な項目、これは今日、ワーキンググループの構成が決まりましたので、今後、各分野に応じて、各ワーキンググループの主査等と御相談をさせていただきながら、必要に応じて、この会議でも取り上げていただければと考えてございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

これは、ずっと今までもやってきているんですけども、若干、このところ、やや低調な気味があります。こちらの会議も新しい形になりましたので、米田委員始め、皆さん、ほかの委員の方も是非御協力して、もう一回盛り上げていくということでよろしく願いいたします。

それでは、もう御連絡しておりますが、これから活動に入っていただいて、3月28日の午前中に次の会議をやるということで、詳細はまた別途、御連絡をいたしますけれども、事務局の御担当もそれまでにできるだけ早く決めて、それから、委員の御担当は来週早々にも決めるということで、来週から具体的な活動に入っていただきたいと思っております。

1つだけ、私から申し上げたいことがございますので聞いていただきたいと思うんですが、この前の合宿の最後にも私、申し上げたんですけども、実は情報の管理というのがかなり問題があるということで、非常に我々の中でキープしなければいけない情報が外に漏れているというケースが散見されています。

これはいちいち申し上げませんが、これは御存じのとおり、今、世界はコンプラ

イアンスの世界です。こんなことをやっている会社だったら、その人は完全に首です。そういうぐらいの厳しい内部管理ルールというのがあるわけですから、こういうことをやるのは絶対やめてほしいということが1つです。私はそういう人とは仕事したくありませんから、そういう人が見つかった場合には、それなりの措置をいたしますから、覚悟しておいていただきたい。それは勿論、事務局の方もですけれども、我々委員の方も自戒をしておいていただきたいと思いますので、くれぐれもよろしくお願ひしいし、こういう非常に身内から足を引っ張るような行為などというのは本当にシェームだと思ってお願ひしいと思いますので、その点、しつこいようですが、くれぐれも今後そういうことのないように、事務局の幹部の方にも、いわゆる管理体制をしっかりとっていただきたいということをお願ひしておきたいと思ひます。

最後に、嫌な話になりましたけれども、大事な話なので恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

私からはそんなところでございますので、事務局から御連絡事項があればどうぞ。

どうぞ。

福井委員 さっきのもみじの件でよろしいですか。

規制改革要望の、井上さんから御説明があった各省庁とのキャッチボールですけれども、規制改革の要望者というのは、一般的には規制なり法令に関する解釈の素人ですので、余り上手に立法論に翻訳できていない要望が結構散見されます。それをそのまま各省に投げると、官庁の立場では、うまく収まっていない、ピンポイントに要望が来ていないものはぐらかして、本当はちょっと脇から見たり、工夫したらできることを、それはできません、この法律に抵触します、などと対応しがちです。そういう実例は、実際、去年、一昨年辺りの要望などを後から拝見しても、よく気がつきました。必ずしも専門家でない方から来た要望を、できるだけ「こうすればあなたの思っている本来の意図が実現できるんです」と、翻訳なりコンサルティングをしてあげて、できるだけ各省庁が正面切って受け止めてもらえるように、お手伝いをするというのも、この会議の重要な役割ではないかと思ひます。

その部分のサポートは、今までは必ずしも十分ではない。今期のこの会議では、そういうせつかく草の根から上がってきた要望をできるだけそしゃくして、理由がありそうなものはできるだけ応援していくこととしてはどうでしょうか。チーム編成も決まりましたので、チームの責任者の方や事務局で密に連絡を取っていただいて、できるだけ無駄弾にならないような要望成就のお手伝いをする。各省から来た反論についても、この反論はこの点でおかしいという理論武装などについても知恵を付けてあげることにもできるし、場合によっては引き取って代わりに折衝して差し上げることにもできると思ひます。

そういう役割についても、さらに乗り出してはどうかと思ひました。

草刈議長 大変、大事なポイントだと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この後、2階の第2会議室で、今日の会議の様様について記者会見を行うと、恒例でこ

ざいますので、八田議長代理と私とで出させていただきます。

広報については、木場委員に担当をお願いするということなのですが、まだ今、どういうふうにやっていくかという具体的なところもまだ詰めていないので、今日は私の方で御紹介だけしておきますから、次回からは多分、出ていただくというつもりでありますので、よろしくをお願いします。

それでは、お忙しい中、早朝からお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。来週からの皆様のエネルギッシュな活動に期待をしながら会議を終了したいと思います。今日はどうもありがとうございました。

井上参事官 1点だけ、ワーキンググループへの委員の御所属の関係でお願いだけさせていただきますたいと思います。

今、紙をお配りさせていただいていますけれども、先ほど議長からお話があったように、これまで、どんなところに御関心がありそうかという推定の下に、各ワーキンググループの主査・副主査ということではなくて、委員として御所属をいただく案といいますか、ご検討いただく際の材料として、今、コピーをお配りさせていただきましたけれども、これについて、後ほど事務局から同じものをメールでも送らせていただきますので、ここに入るのには差し支えがあるとか、あるいはこの分野にも御関心があるので入りたいとかといったような御要望といいますか、御希望を、恐縮でございますけれども、後でお送りするメールに返信する形で、月曜日の午前中ぐらいにいただきましたら、また議長、ほかの方と御相談をさせていただいて、ワーキンググループ、タスクフォースの全体の体制を来週早々に組み立てたいと思っておりますので、また同じものを送らせていただきますが、御返信のほどをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

草刈議長 早速で恐縮なんですけれども、今、八田先生と相談して、私は何にも入ってはいけないんですかと言ったらいいですと言われたので、農業というところに私の名前を入れていただければありがたいと思います。

白石委員 会長、定年に備えるんですか。

中条委員 自分で耕す。

草刈議長 3年経ったらそういうふうだね。

中条委員 活性化のためには一番いいかもしれない。

草刈議長 どうもありがとうございました。